

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 警察庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.7%
全職員	78.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額になっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	97.2%
本省課室長相当職	103.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	99.3%
係長相当職	90.7%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.1%
31～35年	96.0%
26～30年	87.7%
21～25年	87.2%
16～20年	82.6%
11～15年	92.2%
6～10年	94.2%
1～5年	96.3%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員において男女の給与に差異が出ている主な要因として、
- ・近年、新規採用者に占める女性の割合が高まっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準が低い女性職員の割合が高くなっていること
 - ・扶養手当、単身赴任手当等については、女性職員のうち支給されている者の割合よりも、男性職員のうち支給されている者の割合の方が高いことが考えられる。
- 職員数の計上の際、所定勤務日数に満たない職員については、月ごとに、所定勤務日数に占める勤務日数の割合に応じた換算を行っている。
(例：所定勤務日数が20日の月に10日勤務した職員については、当該月は0.5人と計上する。)

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。
(特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者）の勤続年数は、都道府県警察採用年度から換算している。)